

137		自然災害による有害化学物質の排出やその結果発生する人と野生生物の曝露による影響の理解を推進すべき。その影響を緩和する可能な手法と同様に。	国家政府 非政府組織 IOMC(WHO)	2011-2015	戦争や自然災害による有害化学物質の排出やその結果発生する人と野生生物の曝露による影響の理解を推進することの研究に着手 結果を適切な意志決定者に広める 緩和する手法が開発され実施されること
138	労働安全衛生	政府間機関による労働現場の参加者が使用する様式と言語による労働現場での化学物質の情報源を開発し、国際的に評価し、修正する手法を確立すべき	IOMC (ILO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP) 国家政府 労働組合/労働者 産業界 非政府組織	2006-2010	政府間機関による労働現場の参加者が使用する様式と言語による労働現場での化学物質の情報源を開発し、国際的に評価し、修正する手法がすべての国で確立されること
139		適切な保護具の開発について研究を推進すべき	国家政府 産業界 労働組合	2006-2010	ILOの労働安全衛生の国際戦略 研究機関
140		政府間機関から労働現場の化学物質に関する情報が、雇業者、非雇業者そして政府に、容易で、便利にそして無料で入手できるようにすべき	国家政府 産業界 労働組合 非政府組織	2006-2008	すべての国において、IGOに化学物質の情報が容易に入手可能とする手立てを確立すること 基準整備 GHS

141	化学物質安全の情報(例 ILO, WHO, INFOCAP)を共有し交換し提供する国際的情報ネットワークを強化すべき	IOMC (ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP) パーゼル条約事務局 労働組合	2006-2010	既存の国際的ネットワークを特定し、リスタクすることを強化する	必要な基盤整備
142	国レベルでのILO安全作業プログラムの確立を推進し、ILO条約170,174そして184条の批准と実施をすべき	IOMC (ILO) 国家政府 産業界 労働組合	2006-2010	ILO条約170,174そして184条の批准と実施がすべての国でなされ、ILO安全作業プログラムが確立される	ILO条約 能力向上
143	有害物質に関するILO条約の拡大と更新のための新しいメカニズムを確立することにより、労働現場における化学物質の安全使用を統合的に取組むことの実行と、それらをコード番号、情報の周知、強制、技術的協力などの他のさまざまな活動とリンクさせるべき	IOMC (ILO) 国家政府 産業界 労働組合	2006-2010	有害な物質に関するILO条約が更新され、他の関係する戦略とのリンク	ILO条約 能力向上
144	適切な労働現場の関係者のための国際的リスク評価の結果について情報交換する手法と取組みを確立し、雇用者、非雇用者及びび行政の関係する役割と責任を規定すべき	IOMC (ILO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP) 国家政府 産業界 労働組合	2006-2010	適切な労働現場の関係者のための国際的リスク評価の結果について周知させるメカニズムをすべての国で確立すること	IPCS OECD化学物質プログラム

145	化学物質の有害な影響から従業員を守るための国の査察の仕組みを確立することを推進し、雇用者と非雇用者の間の化学物質安全を最大にし、労働現場の有害性を最小化するために対話を推進すべき	IOMC (ILO) 国家政府 産業界 労働組合 非政府組織	2006-2010	すべての国において化学物質の安全使用に関する査察の仕組みを確立する	ILO 条約 能力向上
146	国及び国際的なレベルでの社会的パートナー間や公共のメディアを通じた化学物質安全関連の情報の周知を強化すべき	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP) バーゼル条約事務局 国家政府 産業界 労働組合 非政府組織	2006-2010	すべての国において、化学物質安全に関する情報の周知の仕組みを実現させる	GHS
147	(公式、非公式)すべてのセクターにおいて労働者の知る権利の重要性を強調する。つまり労働者に提供される情報は、環境と同様かれらの安全衛生を守るに充分であるべき	IOMC (ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP) 国家政府 産業界 労働組合 非政府組織	2006-2010	すべてのセクターでの労働者の知る権利が、すべての国で確立されること	GHS 労働安全衛生に関する ILO の国際戦略
148	化学物質による労働現場の有害性を、特に化学物質のコントロール・パンディングのような簡単に実行可能な方法により除外すべき	IOMC (ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP) 国家政府 産業界	2006-2020	化学物質による労働現場の有害性を除外すること	ILO 条約と戦略

149		労働者が、労働環境で暴露されるかもしれない化学物質の有害性や暴露から守る適切な方法に関する充分で正しい情報が提供されなければ、労働を拒否できる権利を確立すべき	労働組合 IOMC (ILO) 国家政府 産業界 労働組合 非政府組織	2006-2010	すべての国において、有害な環境での労働を拒否する従業員の権利を確立すること	モデル的な法律 適切な言語による情報
150	子供たちと化学物質安全	子供の化学物質安全に関する教育と訓練を推進すべき	IOMC (ILO, WHO, OECD) UNICEF, 地域機関 国家政府 関係者 労働組合 非政府組織 学会	2006-2010	行政官とキーとなる関係者は、子供の化学物質安全に関する訓練をされること	子供たちの化学物質安全に関する訓練プログラムの入手可能性 経験の共有
151		国の評価の一部として、子供の環境健康影響の比較可能な指標を活用することや子供の健康に関する受容できないリスク管理の手続きを優先することを推進すべき	国家政府 産業界 IOMC (ILO, WHO, OECD, UNDP) 非政府組織	2006-2010	データの収集、研究、法制度、規制及び子供の環境健康影響の指標の使用に関する調和した取り組みを確立すること	モデル的な法律
152		化学物質に関する国の許容レベルやクライテリアを設定するとき、子供たちの特種的な暴露や脆弱性を考慮すべき	国家政府 IOMC (ILO, WHO, OECD, UNDP) 労働組合 非政府組織	2011-2015	化学物質に関する国の許容レベルやクライテリアを設定するとき、子供たちの特種的な暴露や脆弱性の可能性が考慮されること	モデル的な法律

153		子供たちや若い家族に直結した特化した幅広い戦略を策定すべき	国家政府 IOMC (WHO) 労働組合	2011-2015	すべての国において、子供たちや若い家族に直結した特化した国の戦略を実行すること	技術的能力の入手可能性
154	教育と訓練 (市民の自覚)	学校や大学で、化学物質安全に関連した、特に GHS の表示システムの理解のための授業を取入れるべき	IOMC (UNEP, ILO, WHO, UNIDO, UNITAR, UNDP) バーゼル条約事務局 国家政府 訓練機関 メディア組織 労働組合 非政府組織	2011-2015	すべての国において学校や大学の授業に化学物質安全を取入れること	訓練材料の入手可能性
155		製造から廃棄まで、それぞれの段階で化学物質の暴露に対し適切な訓練と化学物質安全に対する関心を提供すべき(農家、産業界、規制当局などに対し)	国家政府 労働組合 非政府組織 IOMC(UNEP) バーゼル条約事務局 国家の農業普及サービス	2011-2015	すべての適切な行政官は、化学物質安全の訓練を受けること	訓練機関 訓練士の訓練
156	ガソリン中の鉛	代替添加物の研究を試みるべき	産業界 研究センター	2006-2010	ガソリン中の鉛は、すべての国で廃止されること	研究センター ロッテルダム条約のウェブサイト による代替品に関する情報提供の可能性

157	水銀や世界的懸念のあるその他の化学物質；高生産量または高使用量の化学物質；広範に開放系使用している化学物質；その他の国レベルでの懸念のある化学物質	他の鉛をベースにした製品の代替物の研究を試みるべき	産業界 学会	2006-2010	鉛の代替物が製品に使用されること 小規模のリサイクル企業のための技術を改善し、実行し活用すること	技術的、科学的能力
158	適正な農業の実施	汚染や有害な化学物質の使用を必要としない手法も含むより良き農業の研究と実施を試みるべき	農業関係業界 国家政府 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNDP, 世界銀行) 労働組合/労働者 非政府組織 研究センター 国際農業研究センター (CGIAR センターその他) と国家の農業研究システム	2011-2015	化学物質を使用しないという手法も含む、より良き農業の実施がすべての国において認識され、実施されること	モデル的な法律 農業の普及サービス 研究機関と素材の訓練
159		害虫や適切であれば、伝染病の媒介生物の管理のためのエコロジカルで適切な、統合された戦略を確立すべき	農業関係業界 国家政府 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNDP, 世界銀行) 労働組合/労働者 非政府組織	2011-2015	害虫の管理のための統合した戦略が、すべての国で確立され、実施される。	モデル的な法律 農業の普及サービス 研究機関と素材の訓練

160		化学物質を使用しない代替手法を含む、代替可能でエコロジカルな農業の実施について情報交換を推進すべき	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, OECD, UNDP, 世界銀行) 国家政府 研究及びび認可訓練機関 産業界 労働組合 非政府組織	2006-2010	すべての国において、代替可能でエコロジカルな農業の実施に関して情報交換のメカニズムが開発される。	訓練
161	廃棄物管理(と最小化)	廃棄物の取扱いやリサイクルを含む重要な関係者をターゲットとした化学物質安全管理の情報、教育、コミュニケーションパッケージを実施すべき	国家政府 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP, 世界銀行) モントリオール議定書 バーゼル条約事務局 労働組合 非政府組織	2006-2010	廃棄される化学物質の安全管理についての効果的で持続可能な情報、教育、コミュニケーション活動が実施される。	訓練
162		廃棄物の種類や回収の増加に基づく廃棄物管理の最適な実施に関する研究を支援し、化学物質の健康や環境への有害性を低減すべき	国家政府 非政府組織 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP, 世界銀行) バーゼル条約事務局	2006-2010	廃棄物の種類や回収の増加、化学物質の有害性の低減に対する廃棄物管理を適切に実施することが認識され、文書化され周知される。	研究 周知

163	関係者の参加	化学物質の影響の無い使用を推進する目的で、意識の向上や防止的取組みのキヤンペーンを行うべき	IOMC (UNEP) 非政府組織 メディア組織 産業界 労働組合 非政府組織	2006-2020	すべての関係者が化学物質安全問題に関する情報を知らされる。	適切な言語による情報
164		化学物質管理への挑戦において考えられる反応や化学物質安全に関する規制や意思決定の手續きにおいて、すべての段階で女性を含む幅広く意味のある関係者の参加を確実にするよう作業すべき	国家政府 産業界 労働組合 非政府組織 IOMC	2006-2010	すべての国で、女性を含むすべての関係者が、すべての段階で、化学物質管理の取組みの計画、化学物質安全に関係する規制や意思決定の手續きにおいて、参画する。	モデル的な法律

ガバナンスに対処する作業領域（目的3）

No.	作業領域	活動	行動主体	目標/時間枠	進捗の指標	実施の側面
165	格差を特定し、行動に優先順位付けをするための、国家の化学物質管理の評価	ナショナルプロファイルや優先行動の策定に際し、複数の部門や複数の関係者が機能する仕組みを持つべき	国家政府 産業界 労働組合 非政府組織 IOMC (UNITAR, UNDP)	2006-2010	すべての国が、機能する仕組みを持つ。	機関間及び複数の関係者の委員会

166	柔軟な方法による国レベルの化学物質適正管理のための統合された国家計画の実施	<p>国家計画の実施に関し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的なナショナルプロファイルを策定すべき ・国際会議において国の政府及び複数の関係者の立場での協力を含めて、化学物質管理の問題に関して、省庁間及び複数の利害関係者の協力する仕組みを正式なものとするべき ・ヨハネスブルクサミットの2020年の目標への到達に向けたマイルストーンと国の化学物質安全方針の概要戦略を策定すべき ・国の化学物質安全情報交換の仕組みを策定すべき ・国及び外部の資源の動員と、国の持続可能な開発の枠組みにおける化学物質管理の重要な拠点を確立するための国家戦略を策定すべき ・組織的な関係者の参画の方針を策定し、化学物質管理に関する関連した制度から相乗効果を引き出すべき 	<p>国家政府</p> <p>すべての関係者</p> <p>IOMC (UNEP, UNITAR, UNDP)</p> <p>バーゼル条約事務局</p>	2006-2010	すべての国が、化学物質の適正管理のための統合された国家計画を策定する。	<p>国の貧困の軽減と開発計画</p> <p>地域の協力、経験そして最良な実行</p> <p>協力の仕組みにおいて、適切な省庁と関係者の参加</p> <p>技術的能力</p>
167		<p>有害物質に関連する国際的な機関の情報を追跡し、更新する効果的なメカニズムを確立することによって、労働現場における化学物質の安全使用のための、統</p>	<p>IOMC(ILO)</p> <p>国家政府</p> <p>産業界と労働者</p>	2010	効果的な追跡メカニズムが実現する。	ILOのガイダンス

168	GHS	合された取組みを実施する努力を支援すべき 国の法律を見直し、GHSの要求事項を調整すべき	国家政府 IOMC (ILO, FAO, UNITAR)	2006-2010	すべての国においてGHSが実施される。	モデル的な法律
169	国際的協定	(例えばストックホルム条約、ロッテルダム条約、バーゼル条約、ILO条約及びTBT条約のような、化学物質に関連する国際海事機構(IMO)の条約など)化学物質と有害な廃棄物に関するすべての関連する国際的措置の批准と実施を、協力と協調を奨励し進展させながら、そして必要な手続きについて確実にしながら促進すべき	国家政府 国際条約事務局	2006-2010	すべての国において、すべての条約が批准され、もしくは同等な措置が用意され実施される。	モデル的な法律 批准と実施のための資金と指定国家当局とナショナルポアーカーガボイメントのための資源
170		方針や機種の格差に対処し、相乗効果の可能性を見出し、一貫性を改善するために、国際的、国家及び地域段階における多国の環境協定の実施に関して責任ある機関間や、手続きとの協調、協力、協力を確立し強化すべき。	多国間環境協定の事務局 国家政府 IOMC モントリオール議定書	2006-2010	すべての国で、制度化された協調が強化され、報告の要求事項が簡素化される。	事務局の集団化 協力のための省庁間計画 機関間の結合のために必要とされる政府間機関の管理母体における政府代表者間の意識の向上
171		化学物質と廃棄物に関する条約の相乗効果と調整を、共通の骨子を策定することを含みながら促進し、かつ強化する取組み方法を考慮すべき	多国間環境協定の事務局 国家政府	2006-2010		

172	廃棄物管理と モニトリオール議定書で 規制されている、回収後のオゾン破壊物 質の廃棄物管理と処理のために、パーゼ ル条約と（または）ストックホルム条約 の手法や手段を使用する可能性と潜在 的利便性について評価することを考慮 すべき	多国籍環境協定の事務局 国家政府	2006-2010		
173	実施において相乗効果が得られるよう に化学物質の多国籍の環境協定(ロッテ ルダム、ストックホルム、バーゼル条約、 モニトリオール議定書)のナショナルフ ォーカルポイントとの間に協力を求め るパイロットプロジェクトを策定すべ き	ナショナルフォーカルポイン ト IOMC	2006-2010	パイロットプロジェクトの 実施 結果の公表	権限
174	国際法的拘束力ある措置に対し、一致 する義務を考慮に入れ、国家環境管理体 制の主旨を広めるための既存の法律や 方針措置の実施における国内段階の格 差に対処すべき。	国家政府 多国籍環境協定の事務局	2006-2010	すべての国において格差が 確認される。 格差を埋める戦略が実施さ れる。	格差の確認のための分類に関する ガイダンス
175	技術支援と能力向上のためのバリ戦略 計画で求められた結束性を確実にすべ き	国家政府 IOMC (UNEP)	2006-2010	バリ戦略計画の結束性が遵 成される。	
176	必要に応じて、化学物質に関する国際協 定の更なる発展を推進すべき	国家政府 IOMC (UNEP)	2006-2010	化学物質に関するさらなる 国際協定の策定について、 合意がなされる。	さらなる国際協定の必要性につい ての評価

177	PRTR-国家的、国際的登録制度の創設	国のPRTRを設立するため、要求される枠組みを確立すべき	国家政府 ストックホルム条約事務局 IOMC (UNEP, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP) UNECE 産業界	2011-2015	すべての国で国のPRTRの設立のための枠組みが確立され、PRTRが実施される。	モデル的な法律
178		国の環境に関する情報がアクセスすることを賛成する政治的合意を推進すべき	IOMC (UNEP, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP)	2006-2010	公衆が国の環境に関する情報へのアクセスすることが改善される。	意識の向上
179		PRTRからの情報の周知を管理することで、公衆を不当に不安に感じさせること無く、時機を得た正確な方法でリスクコミュニケーションが実施されるべき	IOMC (UNEP, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP) 国家政府 非政府組織	2006-2010	PRTRからの時機を得た正確な情報を周知させる仕組みが開発される。	基礎整備
180		国際貿易の主旨から環境パフォーマンスの要求事項の調和を推進すべき	IOMC (UNEP, UNIDO, UNITAR, OECD)	2006-2010	調和された環境パフォーマンスの要求事項が策定される。	
181	社会的経済的考慮事項	社会的経済的データの収集と解析の能力を確立すべき	国家政府 IOMC 労働組合/労働者 非政府組織	2011-2015	すべての国で社会的経済的データが収集される。	方法論

182	リオ宣言第16原則にあるように、汚染者負担原則を含む、化学物質の製造と使用による人の健康、社会そして環境へのコストの内部化の取組みを考慮し、かつ適用すべき ⁵	国家政府 IOMC	2011-2015	すべての国においてコストの内部化の研究が実施される。	科学者の訓練 UNEP
183	社会的及び開発戦略の中で統合的の化学物質管理のための方法論と取組みを策定すべき	IOMC	2011-2015	方法論が策定される。	充ちな数の科学者 科学者の訓練 関係者の注意喚起
184	化学物質適正管理のための能力向上を国家貧困削減戦略と地域支援戦略の中の優先的な事項の一つとして含めるべき	国家政府 IOMC	2011-2015	すべての国で、化学物質適正管理のための能力向上が、国家貧困削減戦略と地域支援戦略の中の優先的な事項の一つとして組み入れられる。	能力向上のガイダンス
185	企業の社会及び環境への責任の評価の実施努力を高めるべき	産業界 国家政府 労働組合	2006-2010	企業の社会及び環境への責任の評価が実施される。	社会及び環境に関する責任についての情報
5 文書はOPSの「原則とアプローチ」についての議論の結果によって、調整されねばならない。					
186	化学物質と廃棄物の適正管理において公-私協力の推進する枠組みを策定すべき	国家政府 産業界 バーゼル条約事務局 非政府組織 労働組合	2011-2015	すべての国で枠組みが策定され、実施される。	ガイダンス モデル的な法律

187		化学物質と腐蝕物の適正管理に、非政府組織、管理者、労働者、すべての企業の労働組合（フォーマル及びインフォーマルなセクターの）民間、公共、市民のサービサーを含むすべての関係者が積極的に参画することを推進する枠組みを策定すべき	国家政府 産業界 労働組合 非政府組織	2006-2010	枠組みが策定され、実施される。	IGOと政府の支援
188		開発途上国の非政府組織、市民社会、コミュニティの能力を構築し、責任ある積極的な参加を促進すべき ここには化学物質安全の取決めと概念における財政的な支援及び訓練の条項を含むかもしれない。	国家政府 IOMC	2006-2010	開発途上国の非政府組織の能力を強化する。	
189	産業界の参加と責務の強化	自主的なイニシアチブを促進すべき (例:レスポンスシブアルケア、FAOの行動規範)	産業界 IOMC (FAO, UNITAR)	2006-2010	すべての適切な国において、レスポンスシブアルケアとFAOの行動規範が実施される。	政府の支援
190		単にリスクへの対応が最もできない人たちにリスクを移転するのではなく、すべてのために人と環境のリスクを削減する取組みの策定を通して、すべての製品の安全な製造と使用のための企業の社会的責任を推進すべき	産業界 IOMC (UNIDO)	2006-2010	GHSは、すべての国で実施され、レスポンスシブアルケアは、すべての国で化学物質の製造者が採用する。 すべての国で、企業の社会及び環境に関する責任を奨励し推進する仕組みが存在する。	レスポンスシブアルケア 国連グローバルコンパクト GHS 国家クリリーナープロダクションセンター 化学物質のライフサイクルを通して化学物質管理のすべての側面に、企業が参加すること

191		プロダクトチェーンを通して、化学物質管理の革新的継続的改善を推進すべき	産業界 国家政府	2006-2010	すべての国で革新を奨励し推進する仕組みが存在する。 PRTRとクリナープロダクション手法の利用が増加する。	国のクリナープロダクションセンター 政府が革新を支援する。
192		産業界にPRTRとクリナープロダクション手法の採用を推進すべき	国家政府	2006-2010		意識の向上
193	法律・政策・体制面	経済的手法の開発と応用を用いることも含め、法遵守、説明責任、効果的な実施及びモニタリング計画の文化を推進すべき	国家政府 GEF, IOMC (UNEP, ILO, FAO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP), 条約事務局 地域機関 認定された訓練機関	2006-2010	すべての国で、効果的な実施と計画のモニタリングが存在する。	計画の立案 モデル的な法律
194		方針、法律と規制の枠組み、法遵守の推進及び実施を強化すべき	国家政府	2006-2010	すべての国で、方針、法律と規制の枠組み、法遵守の推進及び実施が強化される。	モデル的な法律 基礎整備
195		化学物質の情報を提供し、リスクに関する注意を喚起するために国の複数の関係者の監調母体を設立すべき	国家政府 産業界 労働組合 非政府組織	2006-2010	化学物質の複数の関係者の監調母体が、すべての国で設立される。	ガイダンス 権限

196		化学物質の適正管理を達成する努力に足かせとなる典型的な問題について、社会で影響を被る分野間の共通基盤を見出し、合意する目的で議論を調停するよきな革新的相談手順を調査すべき	国家政府 産業界 非政府組織	2006-2010	すべての国で、相談する手続が存在する。	ガイダンス 権限
197		能力向上戦略と、すべての適切な省庁と政府機関を横断する化学物質安全の実施を目的としたそれぞれの国の法律と制度の枠組みを強化する推進活動を合体系せるべき	国家政府 IOMC	2006-2010	すべての国で、能力向上戦略と、すべての適切な省庁と行政機関を横断する化学物質安全の実施を目的としたそれぞれの国の法律と制度の枠組みを強化する活動の推進が、確立される。	能力向上戦略 モデル的な法律
198		国が化学物質安全規範を調和することを実施すべき	国家政府 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP)	2010-2015	すべての国で、化学物質安全規範が調和されている。	安全規範 モデル的な法律
199	法的責任と補償	効果的な実施とモニタリングの取り決めに確立すべき	国家政府	2006-2010	効果的な実施とモニタリングの仕組みが確立される。	モデル的な法律
200	進捗状況の確認	バイア宣言の対策実施に関する定期的調査を履行すべき	IFCS 地域機関 IGO	2006-2020	すべての国で、バイア宣言の実施に関する報告がなされる。	調査票の開発 解析の基盤
201		人の健康や環境に対する化学物質の影響を評価するための客観的な指標を開発すべき	IOMC (UNEP, FAO, WHO, OECD) 国家政府	2011-2115	化学物質によって引き起こされる人の健康や環境へのリスクの削減を証明する指	資金

202	保護区域	駆除剤と化学物質問題は、保護区域を網羅する環境影響評価において考慮されるべきことを確認すべき	国家政府 GEF 地域機関	2006-2010	すべてで国で保護区域における化学物質の使用を含む保護区域に関する法的仕組みが確立される。	EIA への「支障がない証拠(no objective certificate)」や影響の大きい調査を含むモデル的な法律
203		保護区域への汚染物質排出の拡散を評価すべき(大気、水質、土壌)	国家政府	2006-2010	保護区域への汚染の拡散がすべての国で評価される。	技術と調査能力
204	有毒で危険な製品の不法な取引の防止	法や裁判制度や税関の管理能力、他国の当局の有毒で有害な化学物質の不法な輸送を管理し防止する能力の強化を含む。不法な取引を防止し、検出し管理する国家戦略を策定すべき	IOMC, IFCS, WCO, INTERPOL OPCW, バーゼル、ロッテルダム及びその他の条約事務局 モントリオール議定書 国家政府 国の税関当局	2006-2010	すべての国で不法な取引を防止し、検出し管理する国家戦略が策定され実施される。 ロッテルダム条約がすべての国で批准され実施される。	ロッテルダム条約 WCO 調和された貿易コード訓練 特にロッテルダム条約第13 条パラグラフ1 に従い、国はロッテルダム条約や有機汚染物質に該当する特定の化学物質への特別な調和した仕組みのコードの割り当てを目的とし、さらにそれらを環境面で適法なデータと比較可能にする、WCO メンバーによって取られるイニシアチブに対し、適切な支援を与えるべきである。
205	貿易と環境	貿易と環境政策の間の相互支護を確保にすべき	IOMC (UNEP, UNITAR)		貿易と環境政策は、相互に支護される。	国家及び国際的なレベルで、貿易、環境担当部局及び政策立案者の間での協力の仕組み 化学物質政策を立案するとき貿易と環境の関係を参画させる。

206	市民社会と公共利益のための非政府組織の参加	市民社会の代表者をSAICMの実施計画を立案し、実施し、モニタリングを行う政府委員会に含めるべき	公共の利益 非政府組織/市民社会 労働組合 IPEN IOMC 国家政府	2006-2020	市民社会は、国家委員会に代表される。	化学物質と廃棄物に関する多国籍間の環境協定と WTO の間の協力と情報交換 意思決定に参加
207	格差を特定し、行動に優先順位付けをするための、国家の化学物質管理の評価	ナショナルプロフィールを策定するための支援と訓練を提供すべき	国家政府 GEF IOMC (UNITAR, UNDP)	2006-2010	ナショナルプロフィールを策定するための支援と訓練が提供される。	訓練

能力向上と技術協力に対処する作業領域（目的4）

No.	作業領域	活動	行動主体	目標/時間枠	進捗の指標	実施の側面
208	国家行動を支援する能力向上	<p>国家レベルで化学物質の適正管理のための能力向上に係る助言項目を促進するために、それを要請した国々に対して体系的な取組みを確立すべき。例えば：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国々に基礎的な助言を行い、さらに（または）要請を適切な専門機関（政策集団、専門家、データバンク、情報サービス等々）、政策ガイダンス、基金、指導基準へ当てはめる支援アスクの設置を考慮する； ・上記のプロセスが能力向上のための既存の情報とツールに基づき、既存のイニシアティブの補完的位置付けで稼働することを確保にすべき； ・SAICMのプロセスの有用性を評価するための進捗過程の一部として、モニタリングのメカニズムを確立することを考慮すべき； ・地球規模の実施に先立ち、コンセプトをテストし洗練させるための試験プロジェクトを実施すべき 	<p>IOMC 化学の条約事務局 労働組合</p>	<p>確立 2006-2010 運営の進行 2011-2020</p>	<p>多くの国家が援助を要請する。 多くの要請が受理され、対応される。 いく種類かの要請が受理される。</p>	<p>SAICM/PrepCom3/mf/9 で提案されたようなプロセスの策定と実施</p>